

独立行政法人原子力安全基盤機構の業務の実績に関する
評価シート（第三期中期目標期間）

平成26年6月27日
内閣府大臣官房
原子力災害対策担当室

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3. 防災関連業務等

個々の評価事項について 当該年度の評定がBとなる基準	第三期中期目標期間の実績及び評価 (評定がBとなる基準と異なる理由)
<p>原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)及び武力攻撃原子力災害(以下、「原子力災害等」という。)が発生した場合には、防災基本計画において役割を付与された指定公共機関として、原子力防災に係る業務を実施する。そのため、原子力災害等の発生に際して、迅速かつ的確に業務を実施できるよう、あらかじめ原子力規制委員会と調整の上、緊急時の参集体制を構築し、職員派遣等の対応手順書を整備し、訓練を通じて改善していく。</p> <p>また、原子力災害等に備えるための平常時の業務として、国及び地方自治体が実施する原子力防災訓練の支援、地方自治体職員等の原子力防災関係者に対する原子力防災研修及びオフサイトセンターを活用した習熟訓練、対策拠点となる官邸、緊急時対応センター、オフサイトセンター及び代替オフサイトセンター(以下「官邸・緊急時対応センター等」という。)の設備等物的基盤の適切な整備及び運用管理体制の維持・改善並びに緊急時対応要員の維持及び対応能力向上について原子力防災の支援機関として必要とされる業務を実施する。</p> <p>具体的には、以下の取組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none">① 指定公共機関としての防災業務計画や緊急時の参集、職員派遣等の関連する対応手順書等を整備し、訓練を通じて改善し実効性向上を図る。② 複合災害や災害事象が急激に進行した場合の初動体制の立ち上げ、シビアアクシデントに至り緊急時対応が広範囲・長期に及ぶ場合の一連の対応等、様々な事象を想定した国及び地方自治体が実施する原子力防災訓練の支援を行う。また、原子力防災関係者に対する研修、習熟訓練を実施する。③ 災害対応を支援するシステムについて、複合災害やシビアアクシデントに的確に対応できるよう、機構本部、官邸・緊急時対応センター等を結ぶ必要な専用ネットワークの伝送経路や電源の多重化、システムの冗長化等を進め、関連する機器・システムの適切な整備・運用を行う。また、災害時に確実かつ円滑な活用が図られるよう、常時稼働状態を監視し、異常時には迅速に復旧を図る体制を構築する。④ 災害時において機関に求められる事故状態判断、事故進展予測等の技術的支援に関する能力を強化するため、ERSS(緊急時対策支援システム)について分析機能及び運用の改善をはじめ、伝送多重化など伝送システムの抜本的な強化策を講じ、関連する機能の向上を図るとともに、職員の対	

応能力の向上を図る。また、ERSSの監視・管理は24時間体制を整備する。

- ⑤ 災害時に官邸・緊急時対応センター等が所期の機能を果たすよう、災害対応の資機材やシステム（通信機器、防災資機材及びその他必要な装備一式）の整備・管理・運用について、その方針・手順を原子力規制委員会と調整を図り、明文化し、実施する。
- ⑥ 東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関する調査をはじめ、必要な調査を行うことにより、原子力防災に関する知見を蓄積し、国が原子力防災の関連制度を不斷に改善していくために必要な技術的な支援・助言を行う。また、蓄積した知見を活用し、地方自治体及び事業者が行う防災対策に関し、技術的な指導・助言を行う。さらに、こうした知見の国内外への発信を行う。

これらの業務を実施する際には、国の防災対策に関する検討状況等を踏まえる必要があることから、国と連携して実施することとする。

また、防災業務に関し、原子力規制委員会、地方自治体、事業者、機構等関係者間で重要な運営上の取り決めを行う場合は、これを文書化し、関係者間で円滑な業務運営が可能となるよう取り組んでいく。

なお、官邸・緊急時対応センター等の管理支援に対する業務委託を行う場合は、委託先ごとに選定理由や委託業務の内容及び契約金額等の詳細情報を迅速かつ分かりやすくホームページにおいて開示する。

委員評価: 25fy 「」(←括弧内に、S、A、B、C、D のいずれかをご記入ください。)

【上記の評価が B 以外の場合、その理由につき以下にコメントをご記入願います。】

委員コメント: